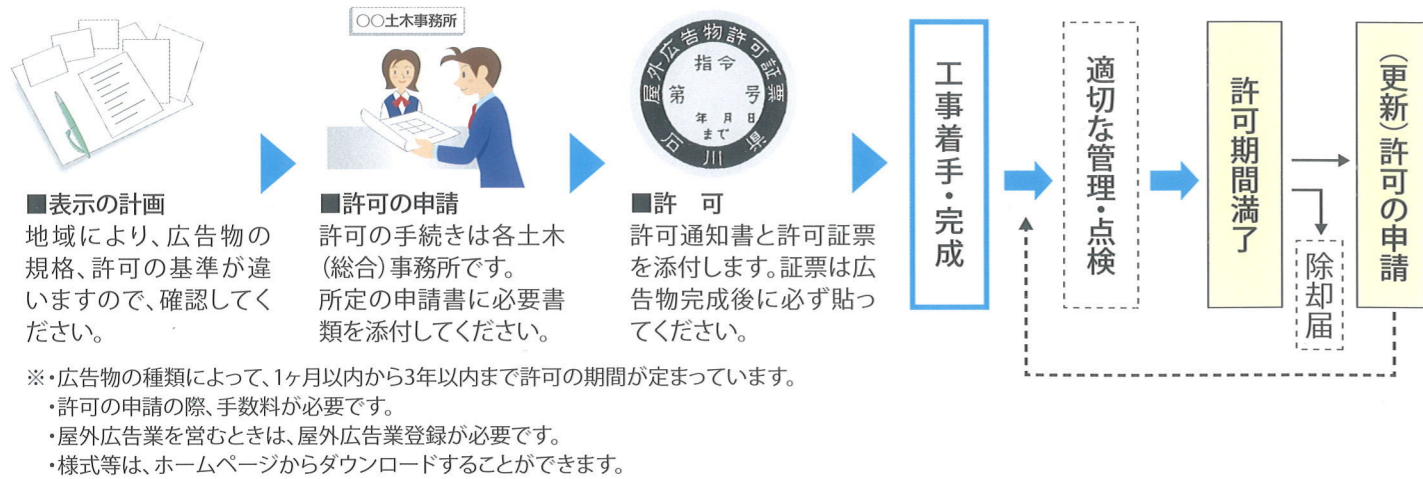


許可手続きの流れ



その他の法令に関わる手続き

他の法令に基づく手続きが必要となる場合がありますので、事前に確認してください。(主なもの)

- 建築基準法に基づく工作物の確認申請
- 道路法に基づく道路占用の許可
- 自然公園法に基づく行為の許可、届出
- 都市計画法の風致地区に基づく許可
- 都市計画法の地区計画に基づく届出
- 県・市の景観計画に基づく届出 等

手数料

許可申請時に、下表による手数料を納付してください。また、手数料は納付されると還付できませんのでご注意ください。

広告物の種類		単位	手数料額	(許可期間が1年を越える場合)	許可期間
広告板及び広告塔	発光・照明装置なし	表示面積3m ² につき	620円	(1240円)	3年以内
	発光・照明装置あり	表示面積3m ² につき	930円	(1860円)	
はり紙		100枚につき	400円	—	1ヶ月以内

※その他、立看板、広告幕、置看板等の広告物についても、手数料が定められています。

屋外広告物担当窓口

設置場所	事務所名	担当課・係	所在地	電話番号
小松市、能美市、川北町	南加賀土木総合事務所	維持管理課 景観・管理係	小松市白江町リ61-1	0761-21-3330
加賀市	大聖寺土木事務所	維持管理課 景観・管理係	加賀市幸町2丁目77	0761-72-0491
白山市、野々市市	石川土木総合事務所	維持管理課 景観・管理係	白山市八幡町イ20	076-272-1190
金沢市	金沢市屋外広告物条例の規制が適用されます。市景観政策課 (076-220-2364) へお問い合わせください。			
かほく市、津幡町、内灘町	津幡土木事務所	維持管理課 景観・管理係	河北郡津幡町加賀爪又111-1	076-289-4161
七尾市、中能登町	中能登土木総合事務所	維持管理課 景観・管理係	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5102
羽咋市、宝達志水町、志賀町	羽咋土木事務所	維持管理課 景観・管理係	羽咋市石野町へ31	0767-22-1225
輪島市、穴水町、能登町	奥能登土木総合事務所(分室)	維持管理課 景観・道路管理係	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2350
珠洲市	珠洲土木事務所	維持管理課 景観・管理係	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165
屋外広告業の登録に関する窓口	土木部都市計画課 景観形成推進室		金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1759

ホームページ

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/top_index.html

いしかわ景観総合条例 検索

平成28年3月作成



屋外広告物のルール ~美しい景観づくりのために~

屋外広告物は、街の活気やにぎわいを演出し、街いく人々に楽しみを与えてくれる一方で、無秩序に氾濫すると、街の景観を損ねたり、自然景観を台無しにしてしまいます。

このように、屋外広告は景観を形成する重要な構成要素であることから、石川県では、良好な景観を保全・創出するため、「いしかわ景観総合条例」で屋外広告物の表示に関するルールを定めています。

美しい石川の景観づくりに、皆様のご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物とは？

次の4つの要件すべてに該当するものは「屋外広告物」となります。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
 - ②屋外で表示されるもの
 - ③公衆に表示（誰でも見ることのできる）されるもの
 - ④看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたものやこれらに類するもの
- ※これらの要件すべてに該当するものであれば、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても屋外広告物となります。



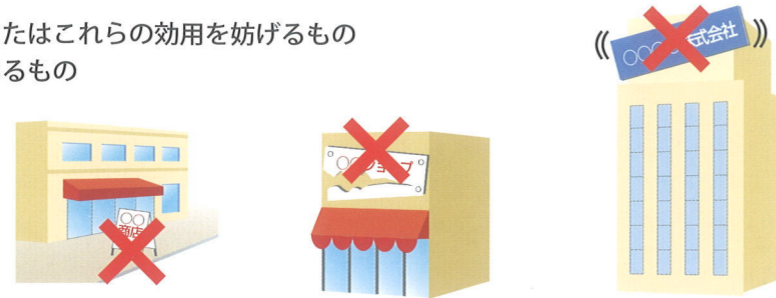
※ 屋外に広告物を表示するときには、許可を受ける必要があります。

※表示には、広告物を掲出する物件の設置も含まれます。

禁止広告物

次のような広告物は、どのような場合でも**一切表示できません**。

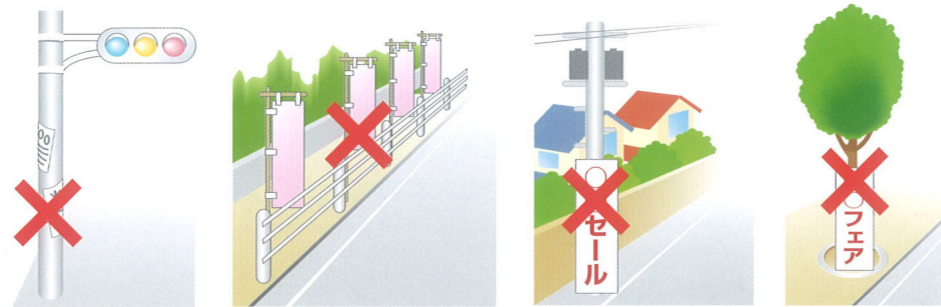
- ① 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離がみられるもの
- ② 著しく破損し、または老朽したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機または、道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるもの
- ⑤ 道路の交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止物件

公共物や街路樹、文化財など広告物の表示が禁止されている物件があります。これらの物件には、原則として広告物を表示することができません。

- 広告物の表示が禁止されている物件
橋梁、トンネル、街路樹、信号機、歩道柵、道路標識、郵便ポスト、擁壁の類 など
- はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できない物件
電柱、街灯柱の類 など



適用除外広告物

屋外広告物を表示する時には、許可を受ける必要がありますが、次の広告物については、許可を受けずに表示することができます。(主なもの)

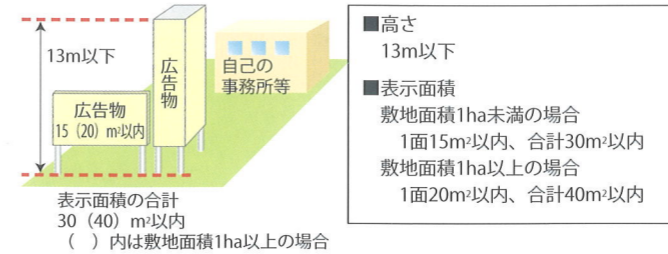
- 自家用広告物 (自己の氏名、名称、店名・商標又は自己の事業・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所・作業所に表示する広告物)
[禁止地域：5㎡以内] [許可地域：10㎡以内] ※敷地内の合計表示面積
- 管理広告物 (自己の管理する土地や物件の管理のために掲出するもの)
[禁止地域：2㎡以内] [許可地域：5㎡以内] ※敷地内の合計表示面積
- 工事現場の仮囲いに、工事の期間中表示し、宣伝の用に供さないもの
- 冠婚葬祭又は、祭礼等のため一時的に表示するもの
- 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示するもの
- 公職選挙法の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等 等

適正な安全管理

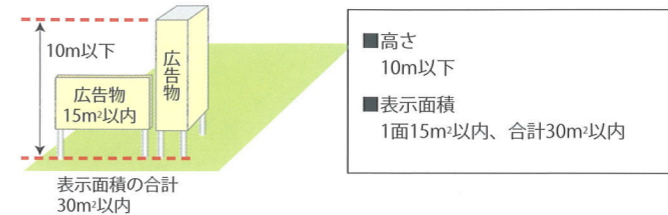
屋外広告物法では、良好な景観の形成又は風致の維持と「公衆に対する危害の防止」が目的に定められています。許可申請の要・不要にかかわらず、適正な維持管理を行い地域の安全を守る必要があります。日常点検と専門業者による定期点検の実施が事故の未然防止に繋がります。

許可地域の基準

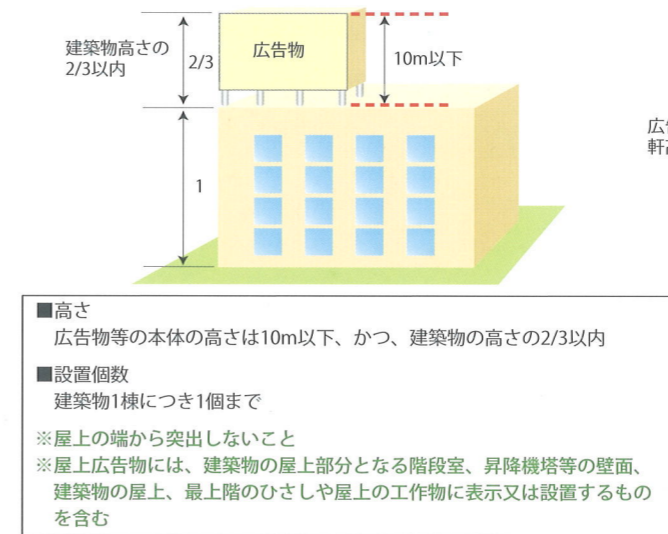
● 自立広告物 (自家用広告物)



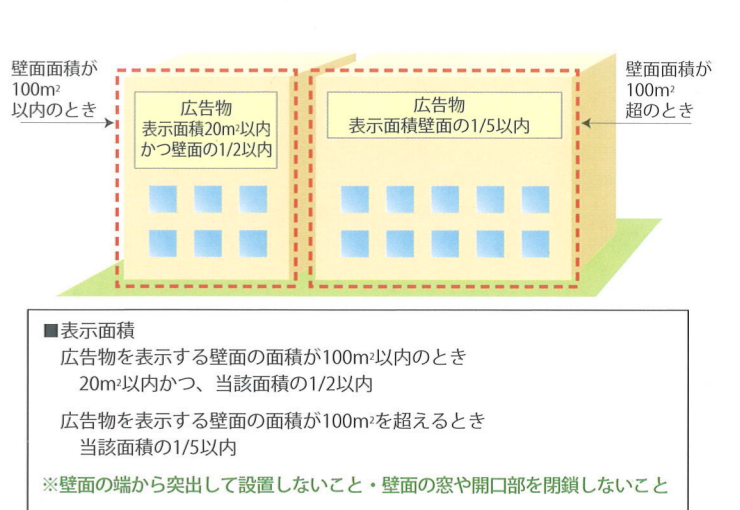
● 自立広告物 (自家用広告物ではないもの)



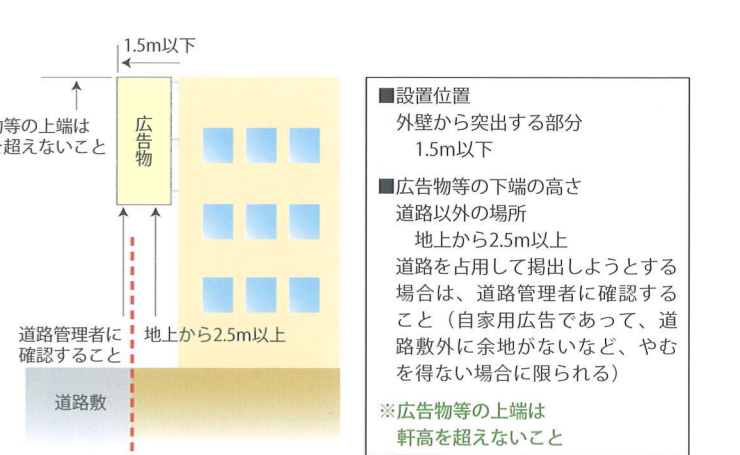
● 屋上広告物



● 建築物や工作物の壁面を利用する広告物

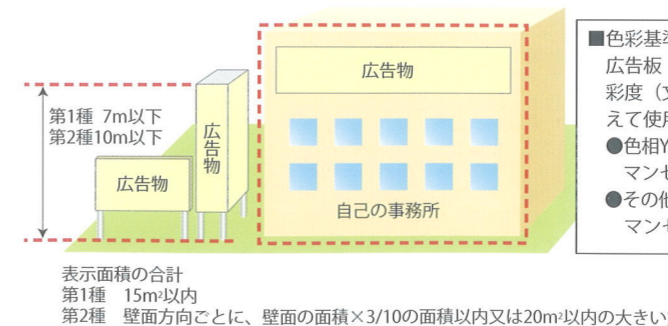


● 建築物等から突出する広告物

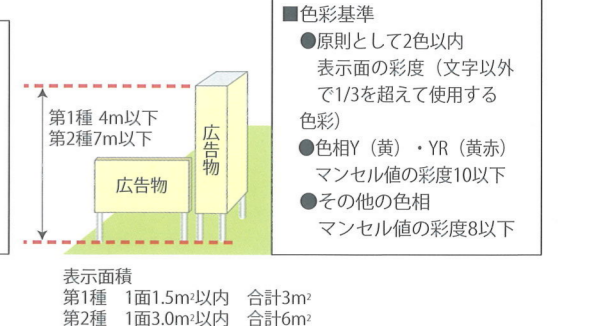


禁止地域の基準 (自家用、案内誘導広告物以外は表示できません)

● 自家用広告物



● 案内誘導広告物



※はり紙、立看板、広告幕、置看板等の広告物についても基準があります。

※禁止地域の区域や種別については各土木 (総合) 事務所にお問い合わせください。